

第 46 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

国際環境 NGO FoE Japan 渡辺瑛莉

背景：

国際金融公社（IFC）は、社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について、現在第 2 次ドラフトを作成しており、理事会の承認後、第 2 次ドラフトを公開し、第 3 次パブリックコンサルテーションを開始する予定である。

本件については、協議会でも何回か議論させていただいた。今回は、前回協議会でご回答がいただけなかった部分、また、協議会ではまだ議論をしていないが重要と考える部分について、議論させていただきたい。

質問 1：

現時点（11 月 25 日）で、理事会カレンダーには IFC の政策改訂が議題として明記されていない。第 2 次ドラフトに関する議論はいつの理事会で行われ、いつから一般公開される予定か。また、理事会の前に開発効果に関する理事会小委員会（CODE）が開催されるのか。その場合は、CODE はいつ開催されるか。

質問 2：

第 3 次コンサルテーションが、東京でも開催されるとの情報がある。東京でコンサルテーションを行う予定はあるか。あるとすれば、日時を教えてください。

質問 3：

下記の各論点について、財務省の見解を伺いたい。

1. カテゴリ FI において、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランの公開を IFC 及び顧客の要件とすること【提言書コメント 2、26】（前回協議会で議論が保留となっていたもの）
2. 全ての採掘産業事業において、事業のホスト国政府に対する支払い額及び主要な契約文書の条項を顧客が公開すること【提言書コメント 3】
3. PS6 について
 - (1)「クリティカル・ハビタット」の基準として、地域コミュニティにとっての社会的・経済的・文化的及び生存に重要な地域を加えること。【提言書コメント 22】
 - (2)（基本的に「クリティカル・ハビタット」に負の影響が予見される場合は事業を遂行するべきではないことから）パラグラフ 15 は以下のように変更するべきである。
 - There are no adverse impacts on...that area.
 - The project is not anticipated to lead to reduction in global or national/regional population of any

Critically Endangered or Endangered species.

【提言書コメント 23、24】

【参考】米財務省によるコメント

“U.S. Comments on IFC Sustainability Framework Changes Proposed by IFC in April 2010”

http://www.treas.gov/offices/international-affairs/multilateral_banks/IFC%20Policy%20Review%20-%20Overview%20of%20second%20round%20USG%20comments_USED%20comments_clean%20%28post%29.pdf

Extractives' contract and revenue transparency

EI contracts. Require clients to disclose contracts between companies and governments, with exemptions for the protection of business confidential information.

EI revenue. Require companies to disclose all material payments to governments including the levels of government.

Client requirements. Include the client requirements with respect to contract disclosure and revenue transparency in PS1.

Proposed text for para 36:

“When IFC invests in extractive industry projects, IFC assesses the governance risks from these projects, including the extent to which the host country has in place functioning systems for transparency and accountability with respect to EI revenues, and options for mitigating governance risks. The IFC documents and publicly discloses this assessment in the project Board document. Where the balance of benefits and governance risks is not acceptable, IFC does not support such projects. IFC also promotes transparency of revenue payments from extractive industry projects to host governments and of contracts. Accordingly, IFC requires client disclosure as specified in PS1. Clients of IFC extractive industry projects will publicly disclose (i) their material payments (including but not limited to royalties, taxes, and profit-sharing) to host governments at all levels of government and (ii) their primary contracts with governments, with exemptions for the protection of business confidential information. For these purposes, contracts include permitting applications and approvals that establish the terms of an EI project's operation.”

議題 2 : ADB カンボジア鉄道改修事業にともなう非自発的住民移転について

提案者：土井利幸（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、代表理事）

事業名：GMSカンボジア鉄道復興（ADB融資：Loan-2288 REG、2602 REG、ADB技術援助：TA-6251 REG）
（プロジェクト番号37269）

【背景】

2006年12月、アジア開発銀行（ADB）は、オーストラリア政府などと協力して、カンボジア政府の国有鉄道復興事業を支援する決定を下した。現存する鉄道は、クメールルージュ時代の破壊とそ

の後の放置によって荒廃しているため、これを復興してカンボジア国内の交通網を整備するとともに、大メコン圏（GMS）の地域統合を進めることが狙いであるとされている¹。

本事業には、カンボジア・タイ国境のポイペト～プノンペン間約350キロにおよぶ北部路線およびシハヌークビル港～サムロン間約240キロにわたる南部路線の復興に加えて、貨物施設や支線など関連施設の復興・建設も含まれている。

総事業費 1 億 4,160 万ドルのうち、ADB がアジア開発基金（ADF）から 8,400 万ドルを融資するほか、すでに日本特別基金（JSP）による 500,000 ドルの技術援助が供与された。また、オーストラリア政府も 2,150 万ドル相当額を支援している。

事業の被影響世帯総数は 4,000 を超え、そのうち 1,000 世帯以上が完全移転を余儀なくされる。バタンボンやシハヌークビルなどの地方都市の鉄道駅周辺ではすでに住民移転が始まっている。ところが住民移転について問題が発生し、2010 年 10 月 21 日、カンボジアで活動する NGO が、ADB 総裁や理事宛に移転村での基盤整備や生計回復プログラムの遅れを指摘し、早急な対応を求める書簡（資料 1～4）を提出した。これに対して 11 月 4 日、ADB 東南アジア局長が回答（資料 5）を寄せ、11 月 25 日、NGO があらたに書簡（資料 6）を提出している。また、12 月初旬には東南アジア局長を含んだ ADB チームがバタンボン訪問やプノンペンで NGO との会談を予定している。

メコン・ウォッチも、11 月 24・25 日、バタンボンやプノンペンで移転地や影響を受けるコミュニティを訪問し、現地 NGO から現状について説明を受ける機会を得た。その際、バタンボン移転村では ADB 職員が訪問し、水問題についてすでに緊急措置が講じられていることなどが確認できた。ADB の迅速な対応や東南アジア局長による移転住民・NGO との対話については高く評価するが、同事業に伴う住民移転には生計回復をはじめ依然として大きな課題が残されている。そうした認識に基づき、以下の点について協議をさせていただきたい。

【質問】

質問 1：移転村の基盤整備について

バタンボンおよびシハヌークビル移転村において、水道や電気の敷設が完了していないことは ADB も認めている（ADB 回答 2010 年 11 月 4 日）。移転地の基盤整備は、ADB の非自発的住民移転政策（1995 年）でも確約されている点で²、特に本事業では移転前の整備が明言されている³。移転

¹ <http://www.adb.org/Projects/CAM-Railway/default.asp>

² **ADB Policy on Involuntary Resettlement (1995)** *This aims to provide an effective opportunity for people who are dispossessed or displaced to achieve development benefits, particularly the poor and vulnerable, who may be disproportionately affected by resettlement losses. The four important elements of the policy are...*（中略）...*(ii) assistance for relocation by providing relocation sites with appropriate facilities and services...* 後略（移転計画 2006 年 10 月 35 ページ）

³ *The sites will be developed with all the basic infrastructures: access roads, water supply, electricity, drainage and toilets facilities (pit latrines). The sites will be fully developed BEFORE APs have to move onto them*（移転計画 2006 年 10 月 54 ページ、強調はメコン・ウォッチ）。また、事業の FAQ にも、*Basic amenities (water, individual latrines, drainage system, electricity etc.) will be provided in the relocation site. Potable water (piped*

村の基盤整備は住民生活に不可欠で、特に水供給の未整備は、今年5月に2名の子どもがバットンボン移転村付近の池で取水中に溺死したとされる痛ましい事故の再発にもつながりかねない。

また、移転後の生計回復を確保するためには、移転前に、水・電気など移転先の基本的なインフラが整備されている必要があることは言うまでもない。

ADBは、本件において、インフラ整備が不十分なまま移転が開始された理由をどのように分析しているのか。また、財務省としては、今後の住民移転において、移転前の移転地基盤整備をどのように確保すべきと考えているのかうかがいたい。

質問2：生計回復プログラムについて

ADBは、バットンボン移転住民に対する生計回復プログラムの遅れも認めている（ADB回答2010年11月4日）。生計回復プログラムには、プログラムの効果を確認するためのベースライン調査の実施も含まれており⁴、早急に開始する必要があると考えるが、この点について財務省の見解をうかがいたい。

質問3：融資引出しの停止について

カンボジアNGOの融資引出し停止要求（NGO書簡2010年10月21日）に対して、ADBは「カンボジア政府と協議が必要である」と回答している（ADB回答2010年11月4日）が、現在までにどのような協議が行われているのかお聞きしたい。また、本事業に限らず、カンボジア政府の住民移転への取組みに関する構造的問題はこれまでの財務省定期協議でも指摘してきた⁵。こうした経緯を考えると、上で指摘した問題を解決するには、ADBによる融資引出し停止といった措置もやむを得ないと思うが、この点について財務省の見解をうかがいたい。

質問4：再取得価格について

バットンボン移転住民への補償のための再取得価格調査は2006年6月に実施され（移転計画2006年10月⁶73ページ）、DMSの実施は2007年12月～2008年5月であった（北部路線改訂移転計画2008年7月⁷3ページ）。ところが、住民が移転村に移動したのは2010年5月であるといわれ、再取得価格調査から4年ほどが経過していると考えられる。移転計画を改訂する過程であらためて再

water or dug wells) will be available to the relocating households PRIOR TO their transfer to the site;とある（強調はメコン・ウォッチ）。<http://www.adb.org/Projects/CAM-Railway/faqs.asp#Q12>

⁴ The NGO/consultants will undertake (i) analysis of existing sources of income of severely affected and poor and vulnerable APs, (ii) establish a baseline data to gauge the success of income restoration program...（北部路線改訂移転計画2008年7月13ページ）

⁵ 例えば、第42回財務省定期協議議題2「カンボジアにおける強制立ち退きと世銀、ADB、日本政府の対応について」http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof42_question.pdf

⁶ http://www.adb.org/Documents/Resettlement_Plans/REG/37269/37269-REG-RP.pdf

⁷ http://www.adb.org/Documents/Resettlement_Plans/REG/37269/37269-05-CAM-RP.pdf

取得価格調査が実施された形跡がないが⁸、移転住民に支払われた補償額が再取得価格であったとするADBの根拠は何かお聞きしたい。また、ADBの回答に対する財務省の見解をうかがいたい。

質問5：プノンペンにおける移転作業について

プノンペンの移転計画及びその実施については、①資産評価（DMS）が不正確であること、②移転地が20km以上離れた場所に予定され生計への深刻な打撃が予想されること、③事業で計画されている線路中心線から3.5mの影響幅（COI）を大幅に超える10m以内に居住する住民に対して補償なく移転命令が出されている例があることなど、多くの問題点が指摘されている。さらにプノンペンの移転計画は、ドラフトが公表されることのないまま、計画に記載された2010年6月から5ヶ月を経た2010年11月ようやく公表されるなど、協議と情報公開についても致命的な問題が存在している。

プノンペンの移転計画は、シハヌークビル及びバットアンバンにおける住民移転の失敗点を反映させるため、住民及びNGOと十分な協議を経て改訂されるべきであり、それまでプノンペンにおける移転作業は全て中断されるべきであると考えるが、財務省の見解を明らかにされたい。

議題3：JBICの原発輸出に関する指針及び財務リスクについて

提案者：認定特定非営利活動法人 原子力資料情報室 フィリップ・ワイト

グリーン・アクション アイリーン・美緒子・スミス

国際環境 NGO FoE Japan／メコン・ウォッチ 満田夏花

A 原発輸出に関する指針について

1. 経緯

- 1) 2008年7月に開催されたJBIC/NEXIの環境ガイドライン改訂のコンサルテーション第8回会合において、「放射性廃棄物の処理や安全性の確保、情報公開、第三者機関による審査などの規定を設けるべき」とNGOが主張したが、盛り込まれなかった。
- 2) 2008年11月、近藤正道参議院議員の質問主意書に対する平成20年11月11日内閣参質170第77号の答弁において、JBIC及びNEXIの原発関連支援について下記のことが記された：「JBICにおいては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしている。」
- 3) 2009年7月27日、NGOグループは下記を内容とする提言を財務省、経済産業省、JBIC、NEXIに提出（別添のプレスリリースを参照）。
 - テロ多発地域、紛争地域など、政治情勢が不安定な国の原発事業に公的信用を付与するべきではない。

⁸ The types of structures appeared in the tables were defined in the replacement cost study report which was already attached to the approved RP 2006.（北部路線改訂移転計画 2008年7月29ページ脚注24）

- 安全確保に関する配慮の確認に関しては、日本と同程度の基準を求めるべき。
 - 使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容と実効性を確認するべき。
 - 労働被曝の適切な基準が設置されているべき。
 - 十分な情報公開と住民協議が実施されていること。
 - 支援の検討にあたり、第三者機関を設置すべき。
- 4) その後、JBIC と NGO と数度にわたって会合を持った。JBIC 側担当者は、下記のように説明している。
- 「原発指針なしには、原発関連事業に関する融資を行わない。」
 - 「原発指針策定の際には、環境社会配慮ガイドライン策定時と同様、NGO も含む関係者とのコンサルテーション会合を開催する。スケジュールは未定」

2. 質問

- 1) 原発指針は、安全性確保のための措置、使用済み核燃料等の管理・処分計画、住民の情報へのアクセス、住民協議、事故時の対応などについての、JBIC の確認手法に関して検討されるべきであり、原子力固有の問題に基づく包括的かつ十分な内容とすべきであると考えるが、財務省としてはいかがお考えか。
- 2) 原発指針は、上記のようなポイントを十分に議論するための時間的な余裕を確保し、JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインと同様の公開のコンサルテーション方式による十分な議論を経て策定されるべきであると考えるが、財務省としてはいかがお考えか。

B 原発輸出に関する財務リスクについて

1. 経緯

- 1) 日本政府は、海外における原発プロジェクトを資金面で支援方針であることを複数の公式発言で示した。例えば、
 - 2008年6月7日の甘利明経済産業大臣と米国エネルギー省のサミュエル・W・ボドマンエネルギー長官の原子力協力についての共同声明に、次のことが掲載された。「我々は、これまでの以下の有意義な進展を確認する。(g) 経済産業省の示した金融機関（国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI））と米国エネルギー省の示した金融機関（エネルギー省債務保証制度部）を組み合わせ、米国での原子力発電所の建設を促進する今後の金融支援策についての議論を行う意志の表明」
 - 2010年10月12日に外務省のホームページに、次のことが掲載された。「菅直人総理大臣は訪日中のサミール・リファイー・ヨルダン・ハシェミット王国首相と二国間会談を行ったところ、主要点は以下のとおりです。・・・日・ヨルダン原子力協定が署名されたことに言及しつつ、ファイナンス面で、政府として安全性を確認の上、最大限の支援を行っていく旨述べました。」
 - 2010年10月31日の日越共同声明において、「ベトナム政府がニントゥアン省の原子力発電所第2サイトにおける2基の建設の協力パートナーに日本を選ぶことを決定した旨確認した」こ

とに対し、菅直人内閣総理大臣はベトナムが示した「同プロジェクトへの低金利の優遇的な貸付け」という条件「を充たすことを保証した」。

- 2) 日本の企業が参加している具体的な原子力建設プロジェクトに関する「日本政府の金融機関との正式交渉を開始した」と報道されている。
 - 東芝と東京電力が投資している南テキサスプロジェクトに関する 2010 年 10 月 1 日の Bloomberg 記事をご参照ください。
- 3) 原子力発電所建設プロジェクトのリスクが極めて高いと広く認識されている。
 - 2010 年 8 月 11 日付けで 70 余の米国団体が日本政府に送った書簡が、米国で計画されている新しい原子力プロジェクトに関連した財務リスクに注目している。米国の新規原発プロジェクトに関して「米予算局（CBO）は債務不履行に陥る確率を 50%以上と推定している」ことを紹介している。
 - その後、10 月に、米国のメリーランド州のカルバートクリフ原子力発電所で建設予定のフランスのアレバ社の「欧州型加圧軽水炉（EPR）」に関するプロジェクトが挫折した。米国エネルギー省が債務保証を提供する旨をコンステレーション・エナジー社に伝えたところ、コンステレーション・エナジー社はプロジェクトを進めないことを決断した。10 月 8 日のエネルギー省宛の手紙に保証料と保証条件に対する不満が理由として挙げられた。
 - また同 10 月に、東京電力も東芝も投資している南テキサスプロジェクトを中心的に進めている NRG エナジーの社長は「ガス価格が低いまま続くなら、債務保証が提供されても、原発を建設しない」と発言した（AP10 月 10 日）。
 - ベトナムに関しては、エネルギーコンサルタントのウッド・マッケンジーの分析によると、経済成長率が予想ほど高くない、ファイナンスを集めるのが難しい、ガスと石炭との競争、エネルギー政策の不明点などの理由で、ベトナムの原発計画は大幅に遅れるだろう。第 1 基は 2020 年ではなく 2028 年で、2030 年までに 14 基ではなく 2 基だろう。（Nucleonics Week 2010 年 11 月 11 日）

2. 質問

- 1) 外務省のページに掲載された「ファイナンス面で」という記載、および日越共同声明にある「低金利の優遇的な貸付け」という記載は、JBIC の融資も含まれると財務省は考えているか。また、JBIC 以外のことも含めていれば、どのようなことを指していると財務省は考えるか。
- 2) 2009 年 7 月 27 日に発足した株式会社産業革新機構が海外における原発建設プロジェクトに投資する可能性があるかご教示願いたい。産業革新機構は官民出資の投資会社であるが、当機構による出資決定や当機構の評価に財務省はどのように関わっているか、及び機構の出資案件をどのように決定するのかをご教示願いたい。出資対象に、環境社会影響大きい海外におけるプロジェクトが含まれるのであれば、産業革新機構も JBIC と同様に環境社会配慮ガイドラインや原発輸出指針を整備すべきだと考えるがいかがか。
- 3) 米国団体が日本政府に送った書簡（2010 年 8 月 11 付）が注目している原発の財務リスクを、財務省としてはどう認識しているか。具体的にどのような財務リスクがあるか。これらのリスクを軽減するために、どのような措置をとることが考えられるか。

- 4) ベトナムを含め、米国以外の国における原発建設プロジェクトの財務リスクを、財務省としてはどう認識しているか。
- 5) 日本政府は海外における原発建設プロジェクトを支援する方針であるが、その財務リスクに関する調査が行われたのか。調査を実施し、その結果を公開するべきであると考えるが、財務省としてはいかがお考えか。
- 6) 各プロジェクトへの融資判断は、各プロジェクトの採算性も判断基準とし、採算性のないプロジェクトへの融資は行うべきではないと考えるが、財務省としてはいかがお考えか。